



議案第4号 規約及び規程の一部変更(案)について

Ⅰ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う規約変更について

《平成26年4月1日施行》

(1) 基金規約で引用している各種法令の引用条項の変更について

平成26年4月1日に施行予定の改正法により変更された「厚生年金保険法」、廃止される予定の「厚生年金基金令」ならびに「厚生年金基金規則」等から引用している条項について変更
(該当する規約条文 全般(ただし、規約第1条の2において大部分を包括的に読み替える))

(2) 業務概況の周知について

業務概況の周知が、加入員以外の待期者・受給者についても必要となることに伴う変更
(第7条)

(3) 企業年金連合会移換廃止について

平成26年4月1日に施行予定の改正法により変更された「厚生年金保険法」、廃止される予定の「厚生年金基金令」ならびに「厚生年金基金規則」等から引用している条項について変更
(第46条、第8章 連合会移換者)

(4) 解散時の最低責任準備金の納付先に関する変更

解散時の最低責任準備金の納付先が「連合会」から「国」に変更されることに伴う規約変更

(第99条)

II 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(「年金機能強化法」)の施行に伴う規約変更について

《平成26年4月1日施行》

(1) 産前産後休業の掛金免除について

平成26年4月以降、次世代育成の観点から厚生年金の被保険者について、育児休業期間に加え、産前産後休業期間中も、同様に年金保険料は免除することになりました。この変更により基金の掛金も免除されることに伴う変更。(第79条、第81条)

(2) 未支給の給付に係る遺族の範囲・順位の変更について

平成26年4月以降、未支給の給付に係る遺族の範囲が生計を同じくする2親等以内の親族から同3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)に範囲が拡大されることに伴う変更。(第55条)

(3) 支給繰下げ者の繰下げ後の支給の開始の扱いの変更について

現在、70歳に達した後に繰下げ支給の申し出を行った場合に、年金額は70歳の時点で申し出を行った場合と変わらないにもかかわらず、申し出のあった翌月以降の年金しか支払われない扱いとしていることについて、繰下げの申し出を行うまでの期間の給付も行うことに伴う変更。

(第59条、第65条)

政省令が未交付のため、交付後、具体的な改正を理事長専決で行い、認可申請いたしたい。

Ⅲ 業務経理の余裕金運用規程の新設

**業務経理の余裕金の運用に関する基金内の責任者、運用方法等規定
(報告第4号参照) 基金内の責任者→常務理事**

(各規程案：別添資料参照)

施行年月日：平成26年2月26日